

第2次北上市防犯まちづくり基本計画

(令和4年度 ～ 令和13年度)

令和4年4月

北 上 市

はじめに

当市では、市民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的に「北上市防犯推進条例」を平成12年に施行しました。その条例に基づき、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24年に「北上市防犯まちづくり基本計画」を策定し、社会情勢の変化や施策成果の評価検証を踏まえ、見直しをしてまいりました。

その検証結果によると、当市においては、刑法犯認知件数が減少傾向にある一方で、複雑化・巧妙化する特殊詐欺被害やSNSの普及に伴う犯罪やトラブルの増加に加え、子どもに対する声かけ事案への対応等が大きな課題と認識したところです。このような状況を踏まえ、第2次北上市防犯まちづくり基本計画では、犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能を充実・強化することが必須であると整理しました。高齢者等の特殊詐欺被害防止や情報化社会に対応した子どもの安全対策等、引き続き市民や事業者、警察等の関係機関、団体と連携・協力しながら、一体となって施策を展開し、「誰もが安全で安心して暮らせるまち」の実現を目指してまいります。

また、検挙者に占める再犯者の割合が上昇傾向にあり、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていることから、犯罪等を犯した人について支援体制の構築や、理解を深めるための取組など、再犯防止対策を関係機関と連携を図り推進してまいります。

当市の安全で安心なまちづくりが、一步一步効果的に、そして着実に推進するために、市民の皆様をはじめ各界関係者の更なる御支援・御協力を心からお願い申し上げます。

令和4年4月

北上市長 高橋敏彦

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的	1
3 基本計画の位置づけ	2
4 計画期間	2
5 対象とする犯罪	2
第2章 現状と課題	3
1 市民意識	3
(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり	
(2) 北上市に期待する施策	
2 犯罪情勢	4
(1) 刑法犯認知件数等	
(2) 特殊詐欺被害認知件数	
(3) 悪質商法（消費生活相談）	
(4) 少年非行の状況	
(5) SNS等に起因する事犯の被害児童等	
(6) 子どもへの声かけ事案	
(7) ストーカー事案	
(8) 再犯者の状況	
3 第1次計画の事業評価	19
第3章 計画の基本方針	24
将来像	24
体系図	26
第4章 基本目標及び基本施策	28
基本目標1 犯罪被害を未然に防ぐため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	28
基本施策 (1) 身近な犯罪に関する情報共有の促進	
(2) 防犯力を高める情報の発信	
基本目標2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し地域の防犯機能を高める . . . 30	
基本施策 (1) 地域における自主的な防犯活動の促進	
(2) 犯罪者を生まないまちづくりの推進	
(3) 協働による連携の推進	
(4) 暴力団追放運動の推進	

基本目標 3 犯罪を減らすため、援護を必要とする者へ支援する・・・・・・・・・・ 33

- 基本施策 (1)子どもの非行・被害防止対策
(2)女性の被害防止対策
(3)高齢者の被害防止対策
(4)犯罪被害者等への支援
(5)再犯防止対策（北上市再犯防止推進計画）

基本目標 4 犯罪が発生しにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める・・・・・・・・ 37

- 基本施策 (1)市民自らが行う環境整備の促進
(2)犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
(3)児童や生徒の安全に配慮した環境整備
(4)犯罪の防止に配慮した店舗や事業所等の環境整備

第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

- 1 全市的な推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
2 市役所内部の全庁的な推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
3 計画の進捗管理・評価・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

当市では平成12年に北上市防犯推進条例（以下「条例」という。）が施行され、この条例に沿って防犯のまちづくりを効果的に推進するための組織として、北上市地域安全推進市民会議を平成14年に発足しました。

本計画は、条例第6条の規定に基づき、防犯まちづくりに関する基本的方針や施策などを定め、市民、事業者、関係機関・団体及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進する手段として、平成24年3月に第1次北上市防犯まちづくり基本計画を策定し、防犯に関する施策を推進してまいりました。

近年、少子高齢化、核家族化による高齢者の単独世帯の増加、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近所づきあいの減少など人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域におけるつながりが弱まってきており、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しているため、多様な主体が連携・協働することが必要となっています。

さらに、インターネット通信網の整備やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及により、青少年が性犯罪の被害者となったり、いじめやトラブル等に巻き込まれたりする事案が見られるなど、大きな社会問題となっています。加えて、複雑巧妙化する特殊詐欺への対応、子どもに対する声かけ事案や不審者の出没等の犯罪の前兆行為の防止など、社会環境の変化や犯罪情勢を捉えた施策を引き続き実施していく必要があります。

また、全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少している中、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は平成9年以降一貫して上昇傾向にあり、令和2年には約5割となりました。こうした状況において国は、国民が安心して暮らすことができる社会の実現の観点から、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、国と地方公共団体の責務等が規定されました。

当市としても再犯防止に係る取組は安全で安心して生活できるまちづくりの更なる推進に向けて不可欠であるとともに、犯罪をした人が多様化する社会において孤立せず、再び社会を構成する一員となる事ができるよう、誰一人取り残さない共生社会を実現するという観点からも重要な課題と考えています。

この度、第1次計画期間の満了を迎え、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化に対応し、新たに再犯防止に関する計画を加えて本計画を策定するものです。

2 計画の目的

本計画は条例を踏まえ、まちづくりの観点から、防犯活動などに取り組む市民や地域団体との連携等を通じて、地域の防犯力を高めることにより、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちをつくることを目的とします。

また、再犯防止のためには、刑事司法関係機関による取組だけでなく、福祉、医療、保健等各種サービスを組み合わせ、息の長い支援を実施することが求められます。このため、国、地方公共団体、地域団体等が緊密に連携・協力し、住み慣れた地域で誰もが互いを尊重し、支えあう共生社会の実現を目的とします。

3 基本計画の位置付け

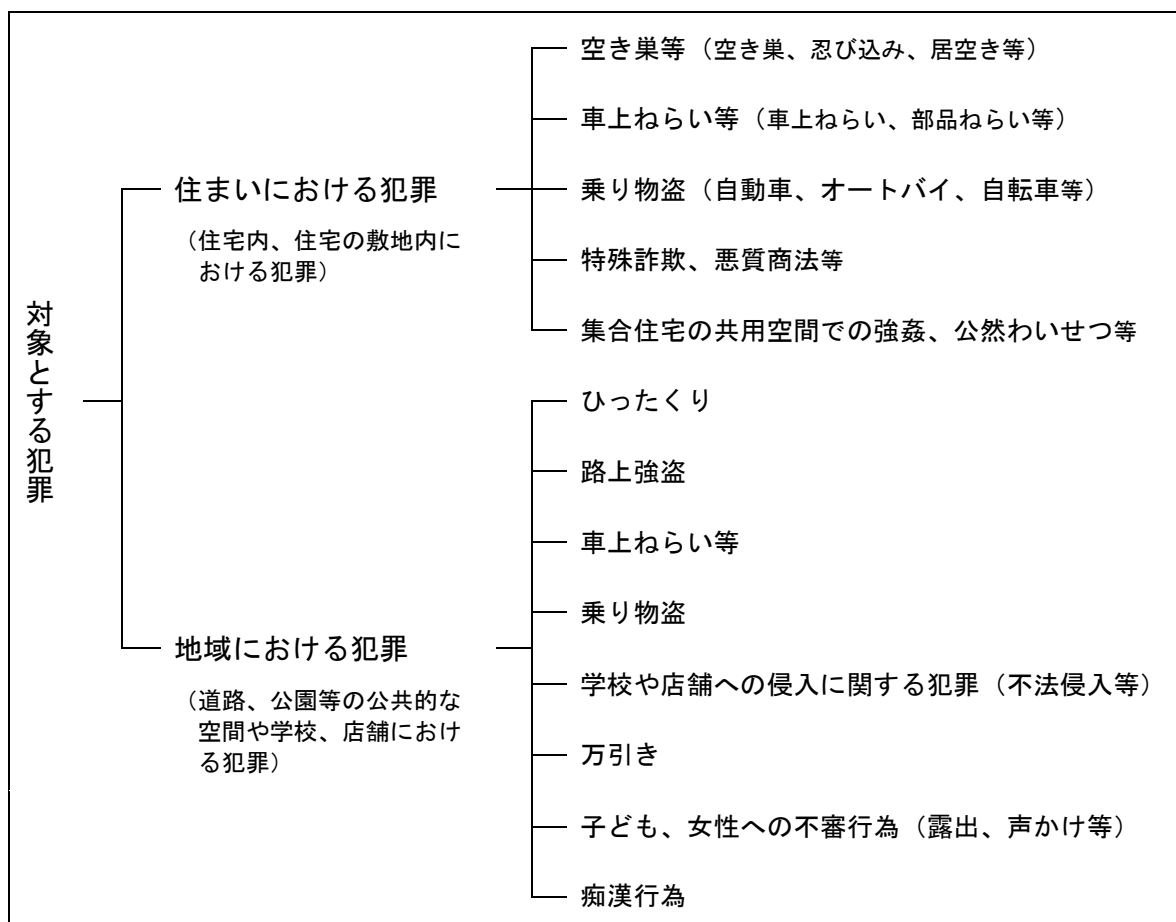
- (1) 北上市防犯推進条例に基づく基本計画
本計画は、条例第6条第1項に規定する基本計画となります。この基本計画は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するため、市民、地域、事業者、市の役割とそれぞれが実施すべき行動を明らかにしたものです。
- (2) 北上市総合計画との整合
市のまちづくりの方向性を示すために、令和2年度に策定された北上市総合計画（令和11年度終了）に基づく基本計画です。
- (3) 再犯防止推進法に基づく計画
本計画の基本施策とする「再犯防止対策」については、本市における再犯防止に係る現状や課題を踏まえ、国及び岩手県の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」に位置付けます。

4 計画期間

計画の期間は令和4年から令和13年までの10年間とします。なお、令和8年は計画の中間年として、社会情勢や施策成果の評価検証を踏まえ、見直しを実施します。

5 対象とする犯罪

本計画が対象とする犯罪は、市民生活に身近な主に窃盗犯などを対象とします。



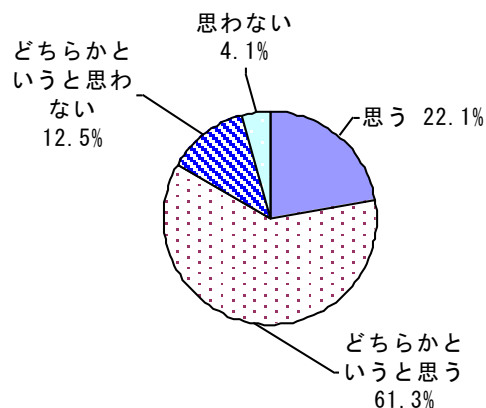
第2章 現状と課題

1 市民意識

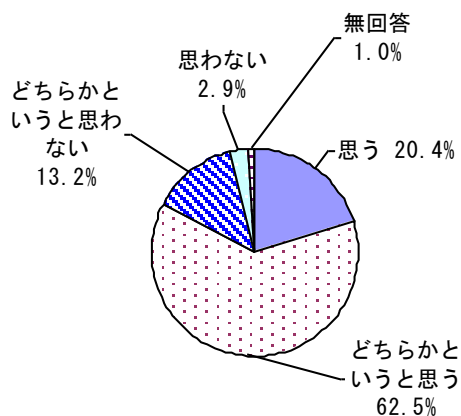
(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり

「北上市が、安心して暮らせるまちだと思いますか」の問いに対して、「思う」と「どちらかというと思う」の合計が82.9%を占め、比較年度（H26）より0.5ポイント減少しています。

H26 市民意識調査結果



R2 市民意識調査結果



(出典：北上市の施策に関する市民意識調査より)

(2) 北上市に期待する施策

第1次計画策定時は安全で安心して暮らせるまちを実現するために、「学校や通学路における安全対策の強化」や「街路灯の整備」、「住民の防犯パトロール活動の組織化、支援」に対する期待が高まっていました。

令和2年度市民意識調査では、平成26年度に比べて「安全・安心な地域社会の構築」の施策優先度の順位が3位から8位になっており、安心して暮らせるまちとして実感が得られているものと考えられます。

	H26	H28	H30	R2
「安全・安心な地域社会の構築」の施策優先度	3位	3位	7位	8位

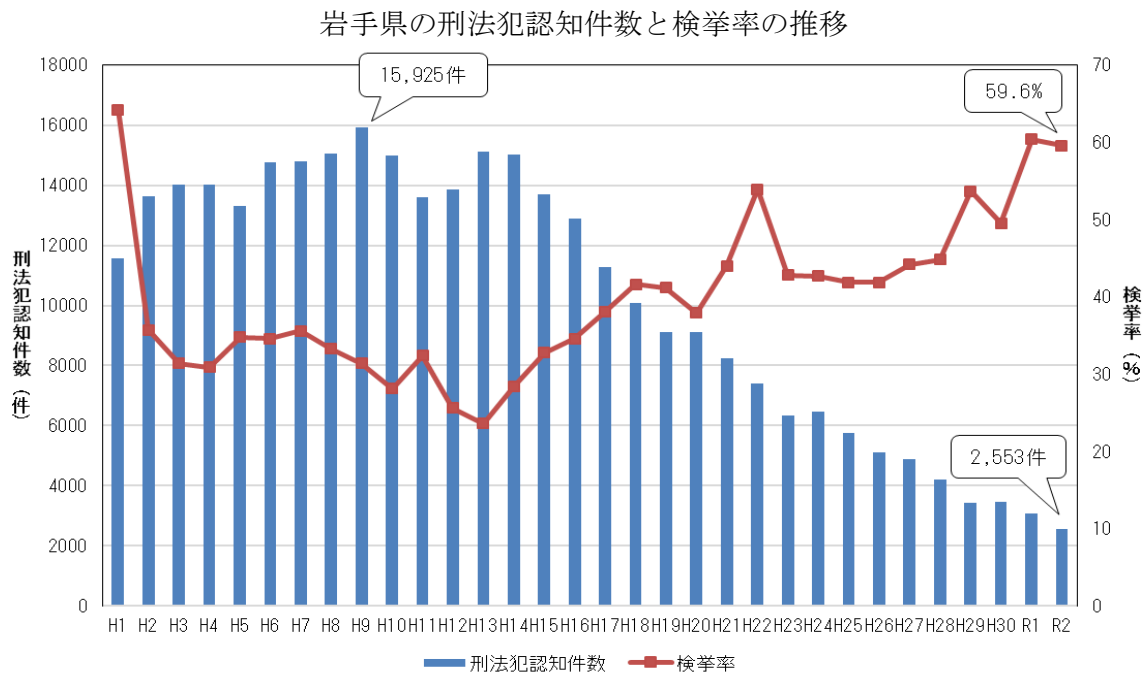
(出典：北上市の施策に関する市民意識調査より)

2 犯罪情勢

(1) 刑法犯認知件数等

ア 岩手県の犯罪発生状況

岩手県における刑法犯認知件数（警察において発生を認知した刑法犯の数）は、平成9年の15,925件をピークに、減少傾向に転じ、令和2年には2,553件と戦後最少の値を示しています。検挙率は平成13年以降増加傾向にあります。



(資料：岩手県警察本部及び北上警察署発表資料より)

イ 全国と岩手県での比較

令和2年における岩手県の犯罪率（人口1,000人当たりの刑法犯認知件数）は全国で一番低い数値となっています。

また、犯罪率の低い岩手県において、北上市の犯罪率は高い状況ですが、全国的に見れば低い状況です。

全国都道府県と比較した岩手県の犯罪率

平成27年			令和2年		
順位	都道府県	犯罪率 (件)	順位	都道府県	犯罪率 (件)
1位	秋田	3.04	1位	岩手	2.08
2位	長崎	3.58	3位	秋田	2.46
3位	岩手	3.80	5位	青森	2.73
5位	青森	4.15	6位	山形	2.86
6位	山形	4.69	25位	福島	4.14
30位	宮城	7.62	32位	宮城	4.42
46位	東京	11.06	44位	東京	5.94
47位	大阪	14.99	47位	大阪	7.75
	全国平均	8.64		全国平均	4.86

岩手県内の市町村別犯罪率

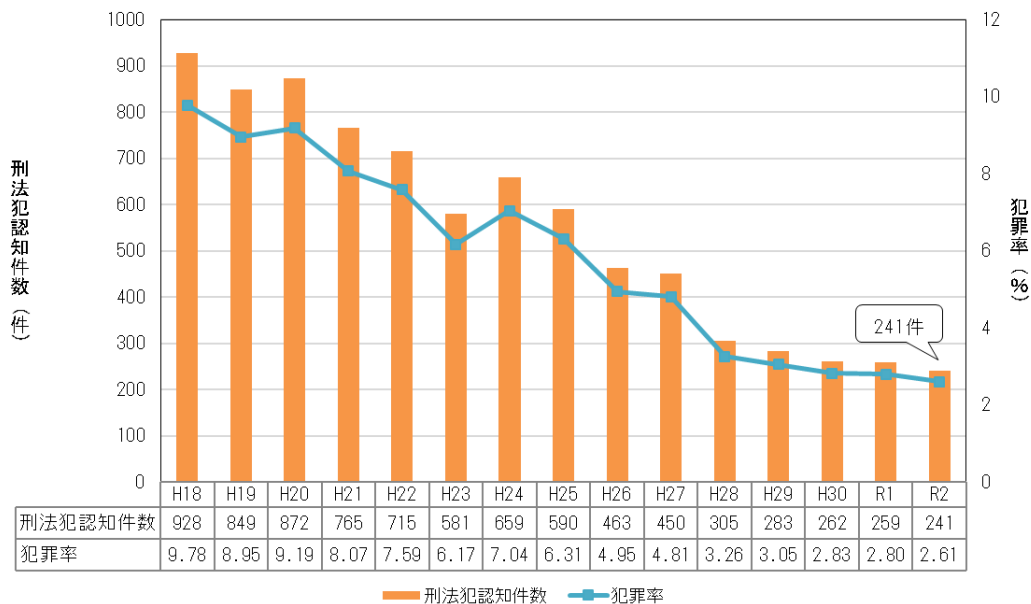
	刑法犯総数 (件)	増減 (%)	ワースト1	ワースト2	ワースト3	ワースト4	ワースト5
平成23年	581	—	盛岡市 8.00	北上市 6.17	久慈市 5.08	矢巾町 4.98	奥州市 4.75
平成24年	659	13.43	盛岡市 7.35	北上市 7.04	奥州市 5.87	金ケ崎 5.21	久慈市 5.09
平成25年	590	▲ 10.47	盛岡市 6.86	北上市 6.31	普代村 6.30	久慈市 5.09	大船渡市 4.45
平成26年	463	▲ 21.53	盛岡市 6.44	北上市 4.95	奥州市 4.72	久慈市 4.57	花巻市 3.49
平成27年	450	▲ 2.81	盛岡市 5.72	北上市 4.81	久慈市 3.92	釜石市 3.76	一関市 3.74
平成28年	305	▲ 32.22	田野畑村 6.41	盛岡市 5.12	釜石市 3.84	住田町 3.55	北上市 3.26
平成29年	283	▲ 7.21	盛岡市 4.42	釜石市 3.58	北上市 3.05	花巻市 2.77	田野畑村 2.66
平成30年	262	▲ 7.42	盛岡市 4.15	久慈市 3.05	釜石市 2.92	北上市 2.83	八幡平市 2.75
令和元年	259	▲ 1.15	平泉町 6.75	盛岡市 3.46	北上市 2.80	花巻市 2.55	矢巾町 2.55
令和2年	241	▲ 6.95	盛岡市 2.99	久慈市 2.86	北上市 2.61	矢巾町 2.43	花巻市 2.39

(資料：岩手県警察本部発表資料より)

ウ 北上市の犯罪発生状況

北上市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、令和2年には241件と過去15年間で最も少なくなっています。

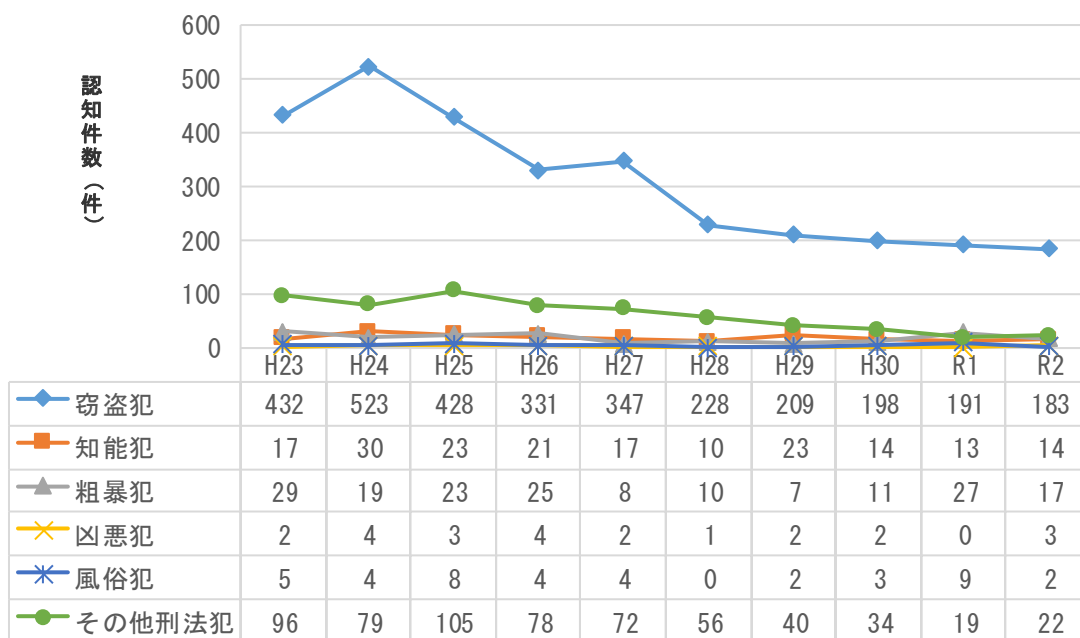
刑法犯認知数と犯罪率のグラフ



エ 北上市の刑法犯認知件数の罪種別内訳

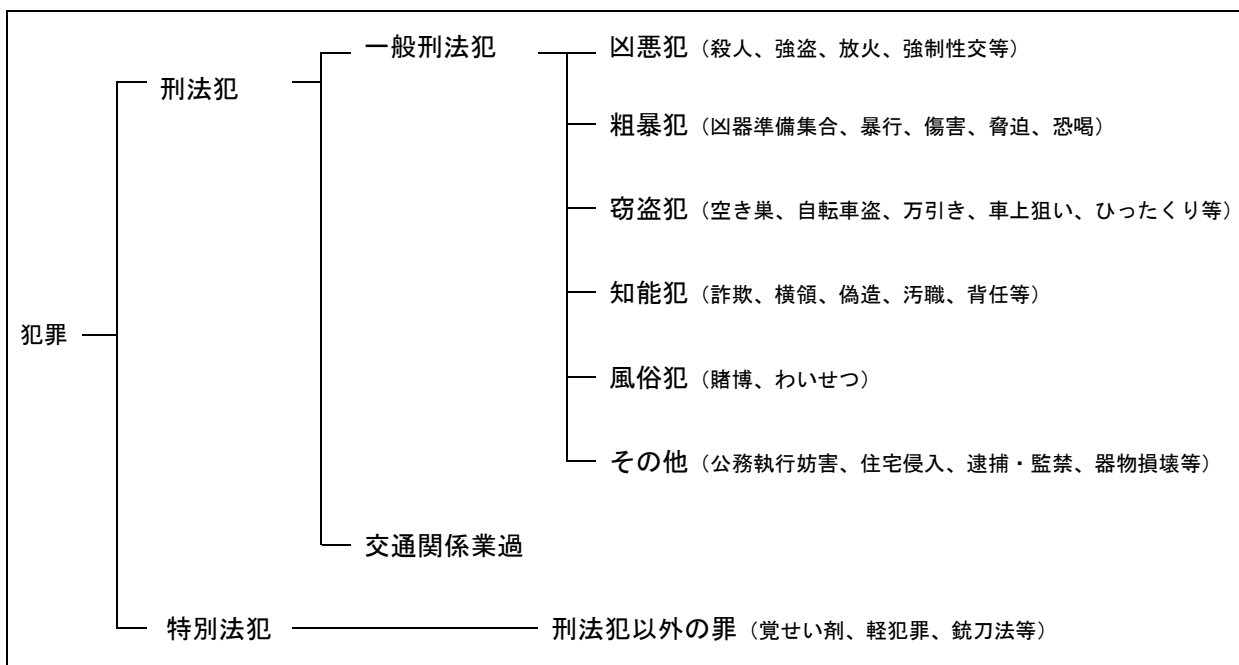
近年、刑法犯認知件数の罪種別割合に大きな変化はなく、刑法犯認知件数の約4分の3が窃盗犯となっています。

刑法犯認知件数の罪種内訳の推移



※ 犯罪の定義

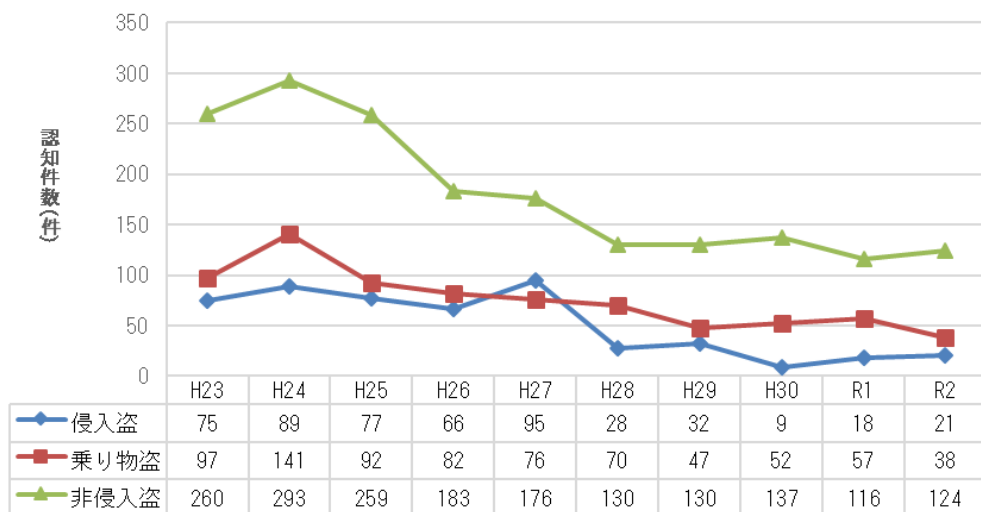
犯罪とは、あらかじめ法律により定められている構成要件に該当して、違法かつ有責な行為であり、下記のとおり分類されますが、この計画でいう犯罪とは、主に一般刑法犯を指します。



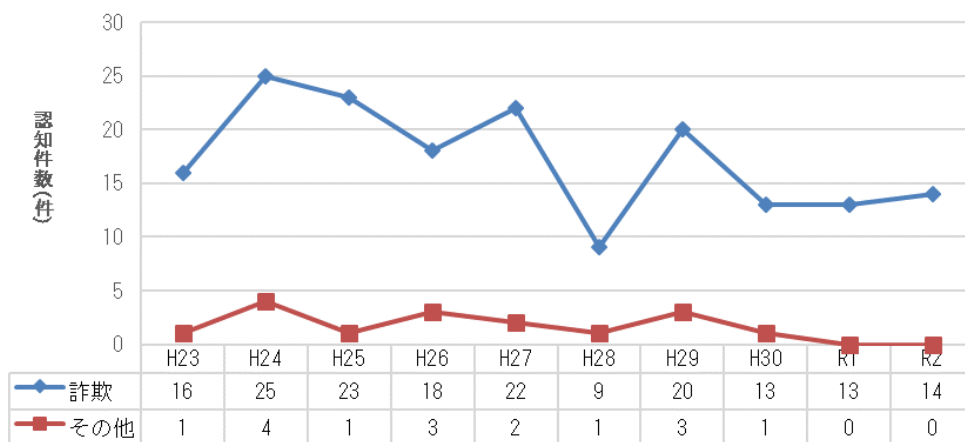
オ 過去10年間の罪種別認知件数の推移

窃盗犯や器物損壊等は減少傾向にあります。それ以外の犯罪については横ばいとなっています。

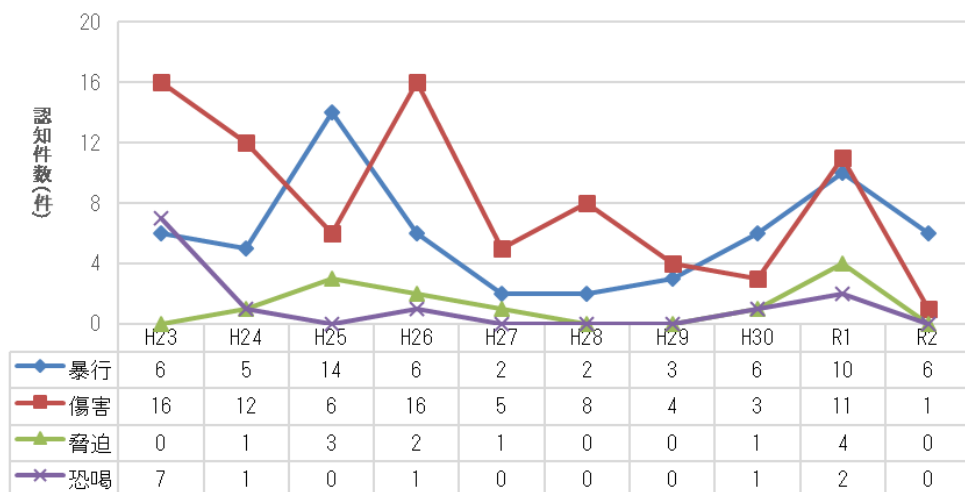
窃盗犯



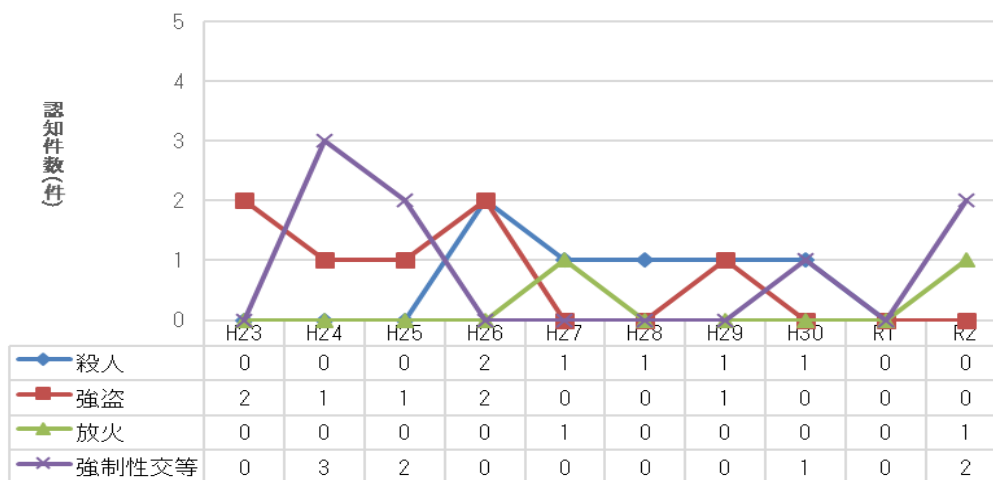
知能犯



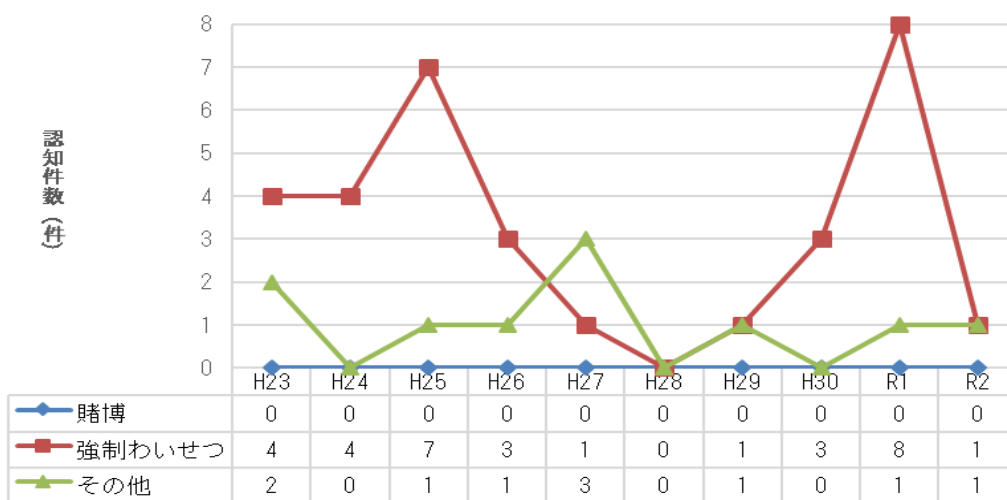
粗暴犯



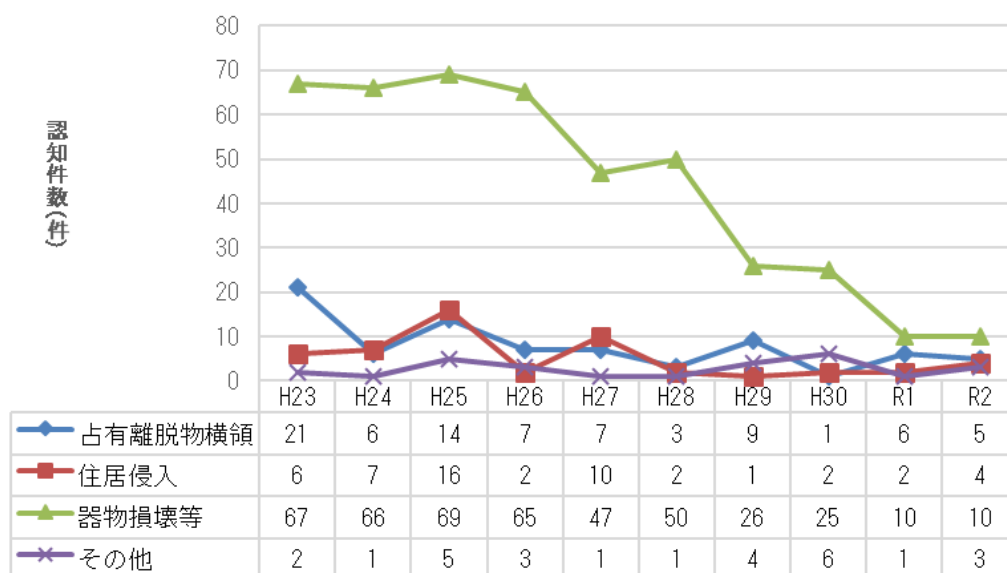
凶悪犯



風俗犯



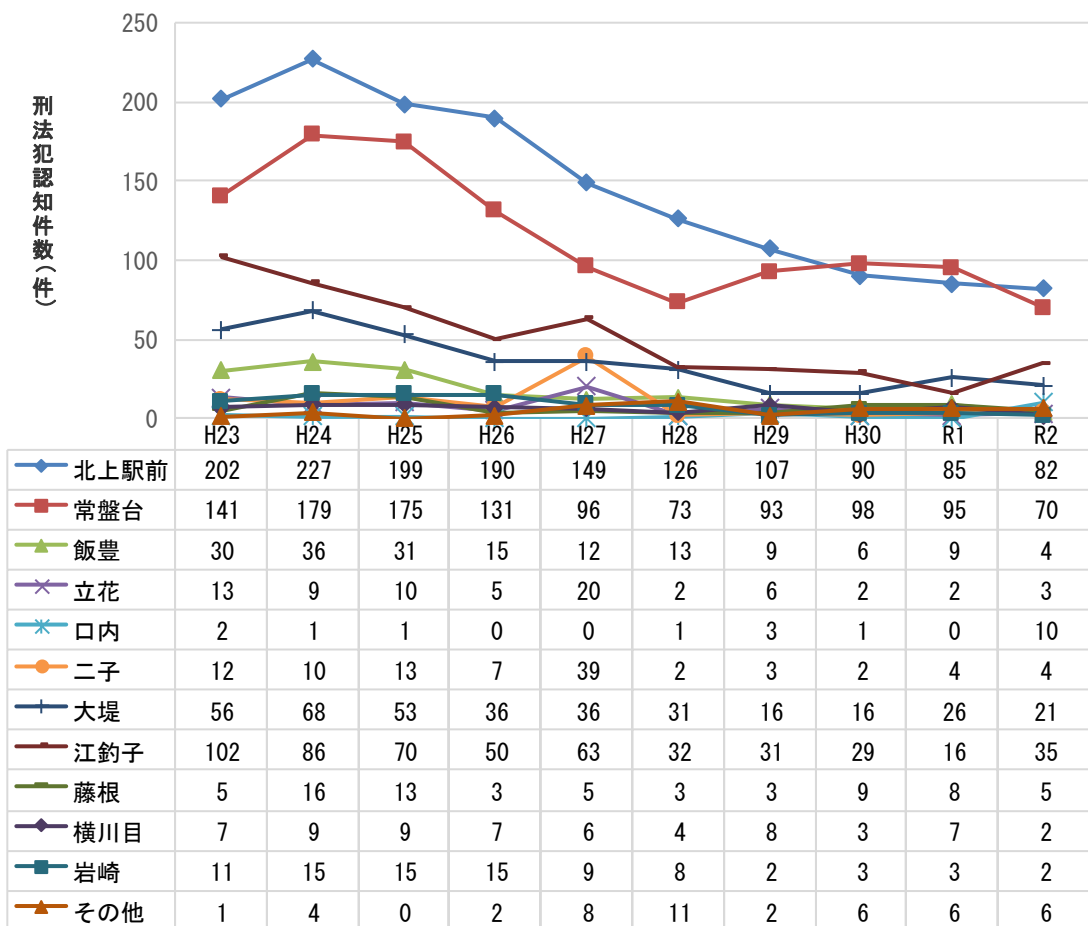
その他の刑法犯



カ 交番・駐在所別の状況

刑法犯認知件数は概ね市内全ての交番・駐在所において減少傾向にあります。

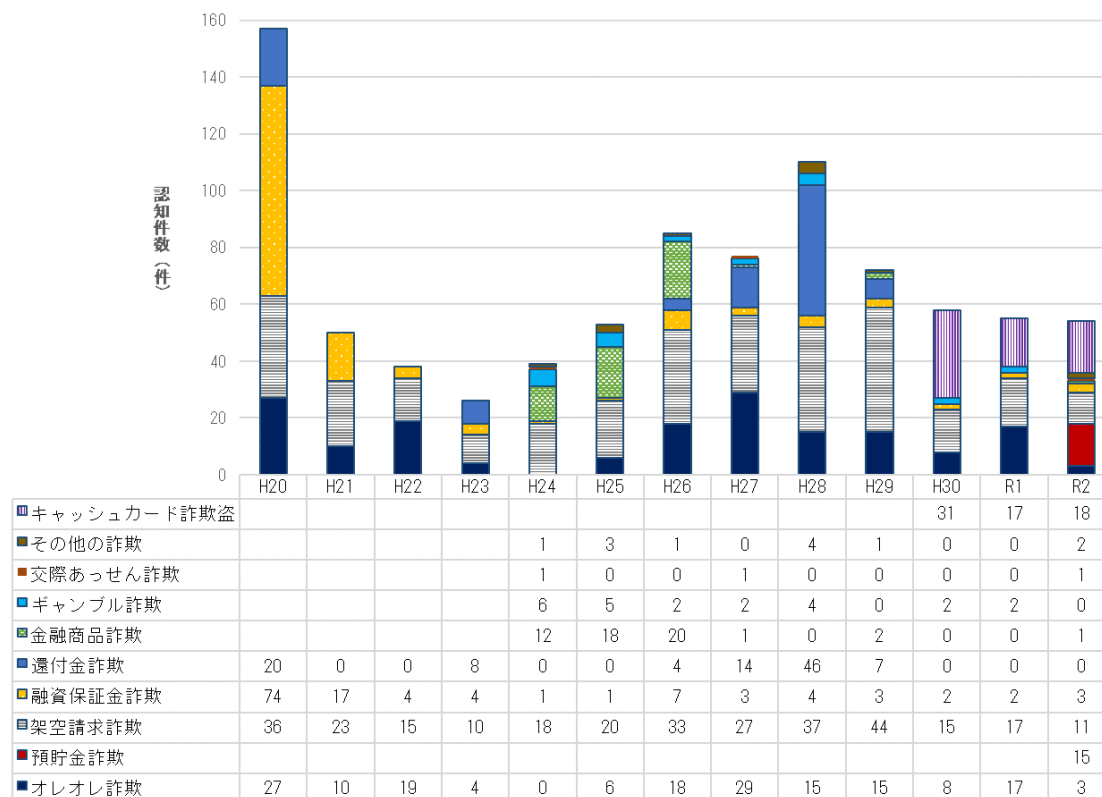
交番・駐在所別の刑法犯認知状況



(2) 特殊詐欺被害認知件数

県内の特殊詐欺被害認知件数は減少傾向にありますが、詐欺の手口が巧妙化しており、近年はキャッシュカードを窃取する手口が増加するなどして、未だ被害が無くなりません。

岩手県の特特殊詐欺被害認知件数の推移



※統計上「預貯金詐欺」は令和元年まで「オレオレ詐欺」に分類されています。

(資料：岩手県警察本部発表資料より)

※特殊詐欺の手口

オレオレ詐欺 親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）手口

預貯金詐欺 親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、「キャッシュカードの交換手続きが必要である」などの名目で、キャッシュカードクレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）手口

架空請求詐欺 未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）手口

融資保証金詐欺 「無担保、低金利、保証人不要で融資可能」などと書かれたハガキ・SMSから「信用実績を作る必要がある」などの名目で金銭等をだまし取る手口

還付金詐欺 税金還付等に必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る手口

金融商品詐欺 未公開株や社債などへの投資や商品購入に関するパンフレットやハガキ・SMSを送付し、金銭等をだまし取る手口

ギャンブル詐欺 「宝くじの当選番号」「公営ギャンブルの必勝法」などを教えると持ちかけ、その情報によって当選金や配当金が得られるものと信じ込ませ、金銭等をだまし取る手口

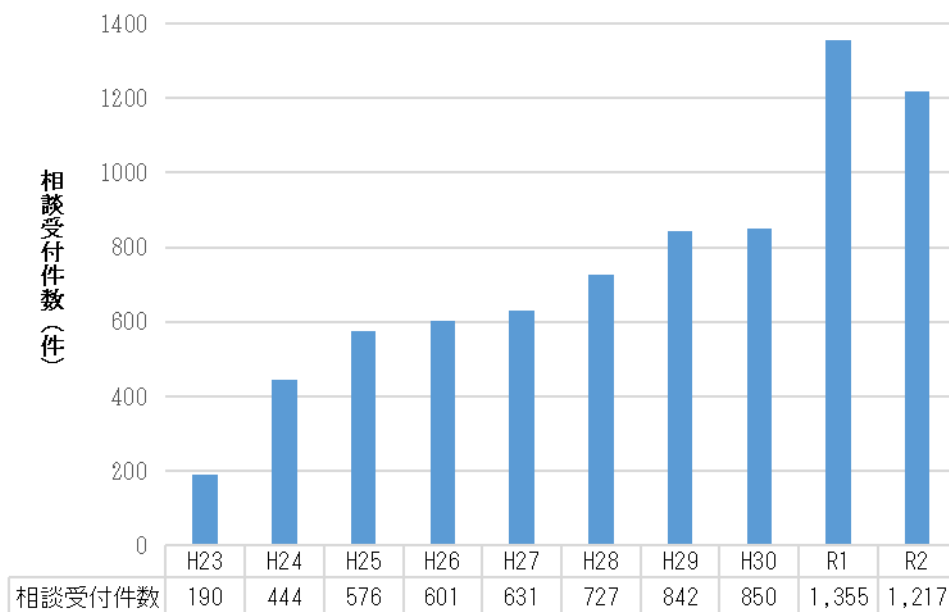
交際あっせん詐欺 雑誌やメールに記載された「女性紹介」等の案内に申し込んできた人に対して、会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る手口

キャッシュカード詐欺盗 警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などの名目により、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取する手口

(3) 悪質商法（消費生活相談）

市内における消費生活相談は増加傾向にあります。また、令和2年度の県内の苦情相談の中で、販売方法などに問題のある、いわゆる「悪質商法」に関する相談として、「通信販売」が多くなっており、なりすましEC（電子商取引）サイトを利用してしまったり、購入後に事業者と連絡がつかなくなるのが原因となっています。

北上市の消費生活相談の推移



※平成30年度以前は案件ごと、令和元年度以降は同一案件でも対応先が変わるごとにカウントされています。

（資料：北上市消費生活センター提供資料より）

※販売方法・手口の特徴

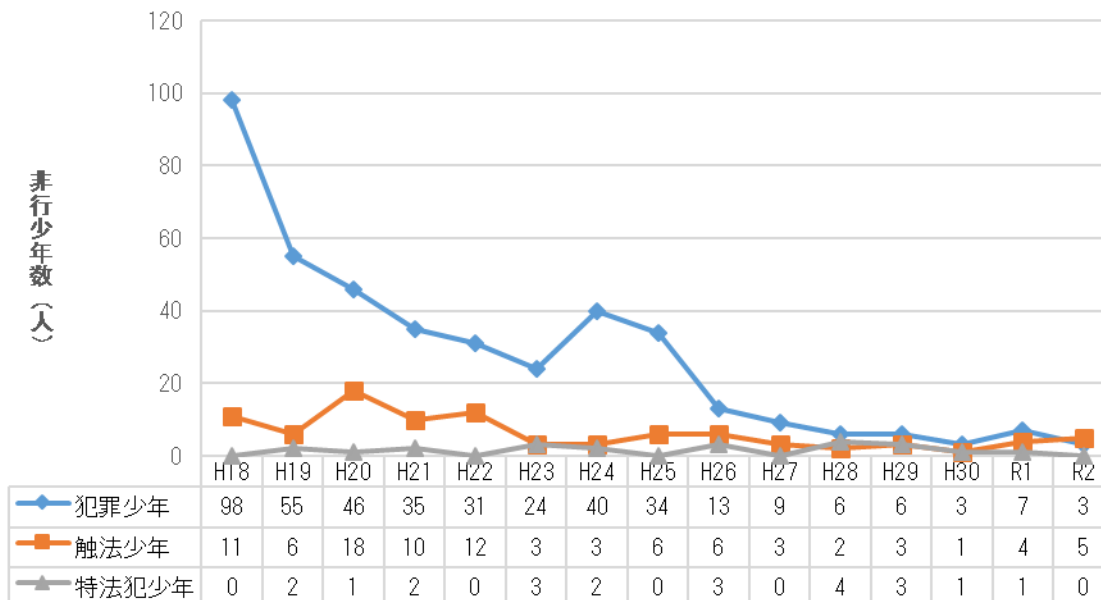
- 電話勧誘 販売業者が消費者宅や職場に電話し、商品などを販売する方法
- 家庭訪問 販売業者が消費者宅を訪問し、商品などを販売する方法
- 二次被害 一度被害にあった人を再び勧誘し、被害者救済を装うなどして二次的な被害を与えること
- 利殖商法 「値上がり確実」「必ず儲かる」など利殖になることを強調して未公開株やファンドへの投資などを勧誘する商法
- マルチ・マルチまがい商法 販売組織の加入者が消費者をピラミッド式に当該販売組織に加入させることによってマージンが得られる仕組みの取引
- 情報商材トラブル 簡単に高額収入が得られるという広告や説明を信じて著しく高額な情報商材を購入したものの、実際にはあまり価値のない情報だったため、収入が得られないトラブル

(4) 少年非行の状況

ア 北上警察署管内の犯罪少年等の推移

刑法犯少年のうち、特にも犯罪少年が着実に減少しています。

北上警察署管内の犯罪少年・触法少年・特法犯少年の推移



※刑法犯少年：刑法の罪を犯した犯罪少年（20歳未満）

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上の少年

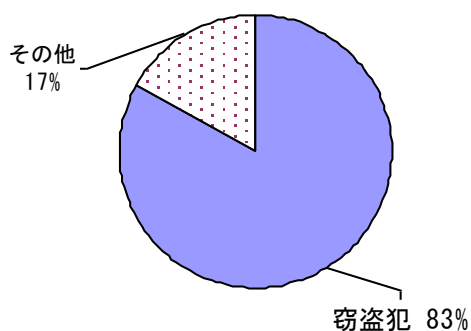
※触法少年：14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

※特法犯少年：刑法犯以外の罪（交通事故に関わる業務上（重）過失致死傷並びに「道路交通法」及び「自動車の保管場所の確保に関する法律」に規定する罪を除く。）を犯した少年

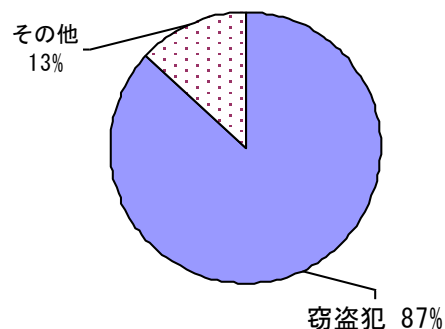
イ 北上警察署管内における刑法犯少年の罪種

刑法犯少年を罪種別に見ると、窃盗犯が約9割を占めており、そのうち万引きの割合が高くなっています。

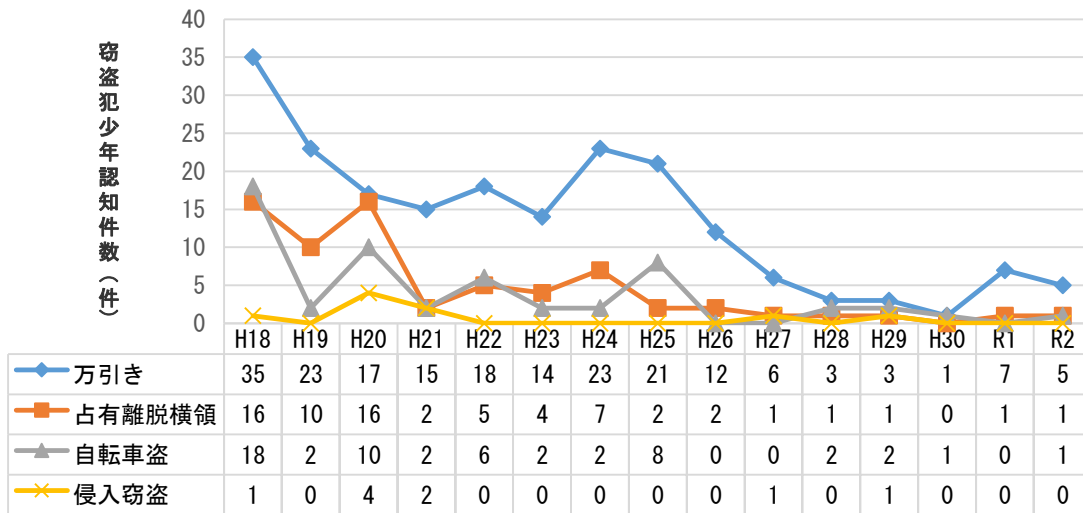
H27 刑法犯少年の罪種別割合



R2 刑法犯少年の罪種別割合



北上市内の窃盗犯少年の推移

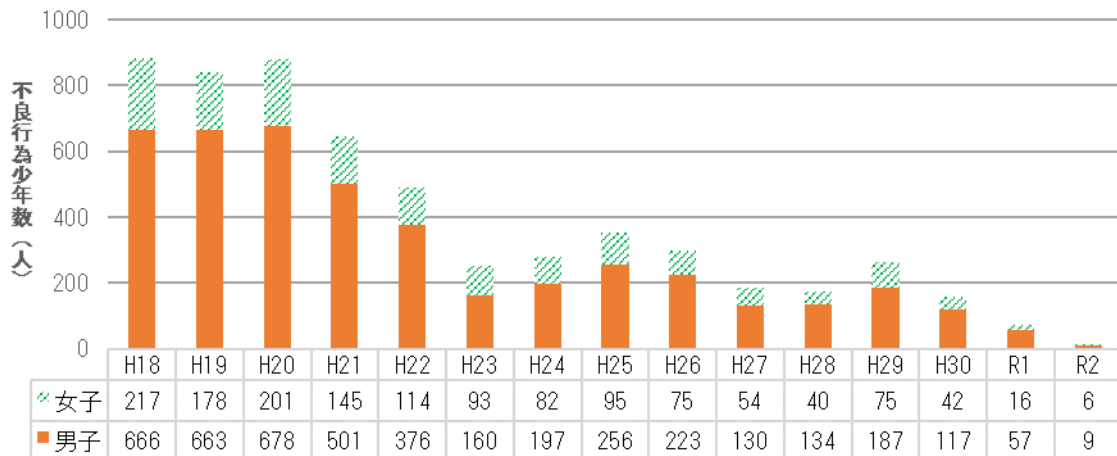


(資料：岩手県警察本部発表資料より)

ウ 北上警察署管内の不良行為少年の推移

北上警察署管内における不良行為少年（飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の特性を害する行為をしている20歳未満の者）は、近年大きく減少しています。

不良行為少年の過去15年間の推移



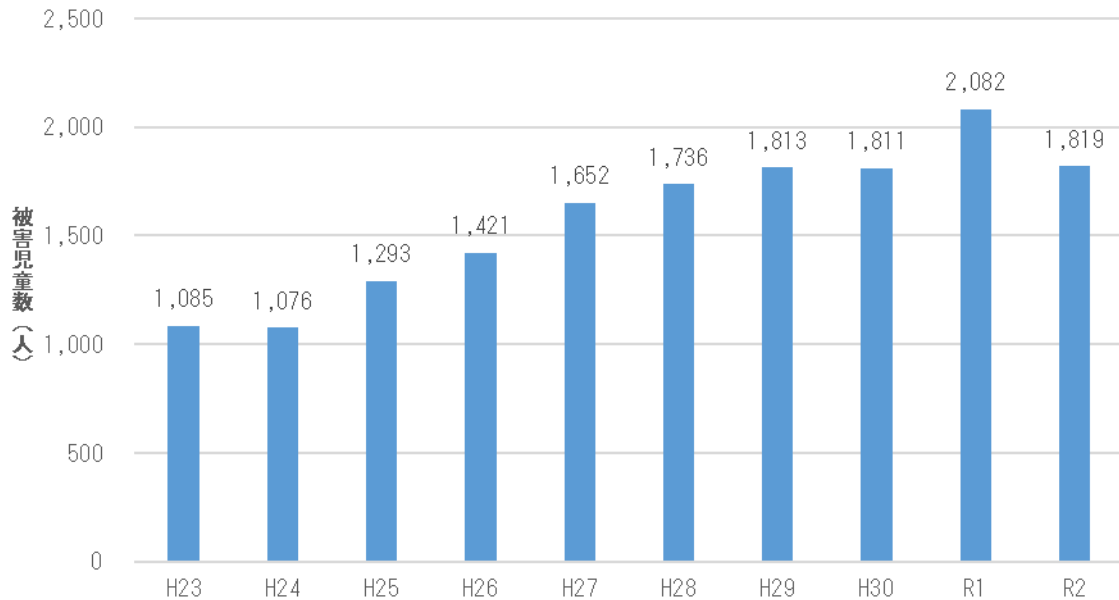
(資料：岩手県警察本部発表資料より)

(5) SNS等に起因する事犯の被害児童等

近年、情報通信技術の普及・進展に伴い、全国的にSNS等に起因する犯罪の被害に遭う子どもが増えています。

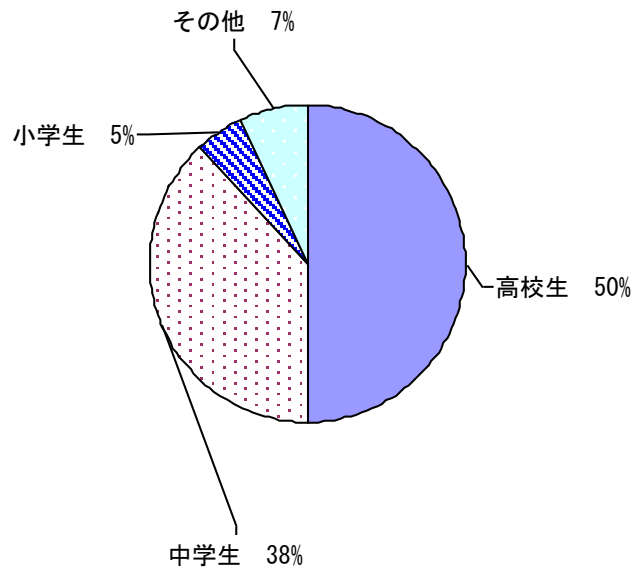
また、犯罪被害に遭った子どもの約9割が中高生となっています。

全国のSNS等に起因する犯罪の被害児童数の推移



(資料：警察庁発表資料より)

全国の学識別被害児童数の割合（令和2年）

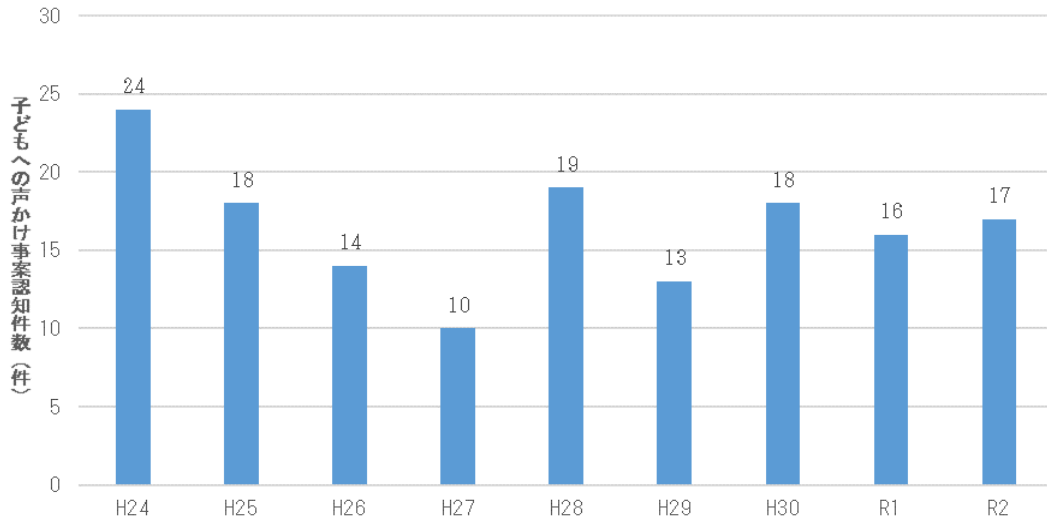


(資料：警察庁発表資料より)

(6) 子どもへの声かけ事案

市内における子どもへの声かけ事案認知件数については、第1次計画を策定した平成24年以降増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

北上市の子どもへの声かけ事案認知件数の推移

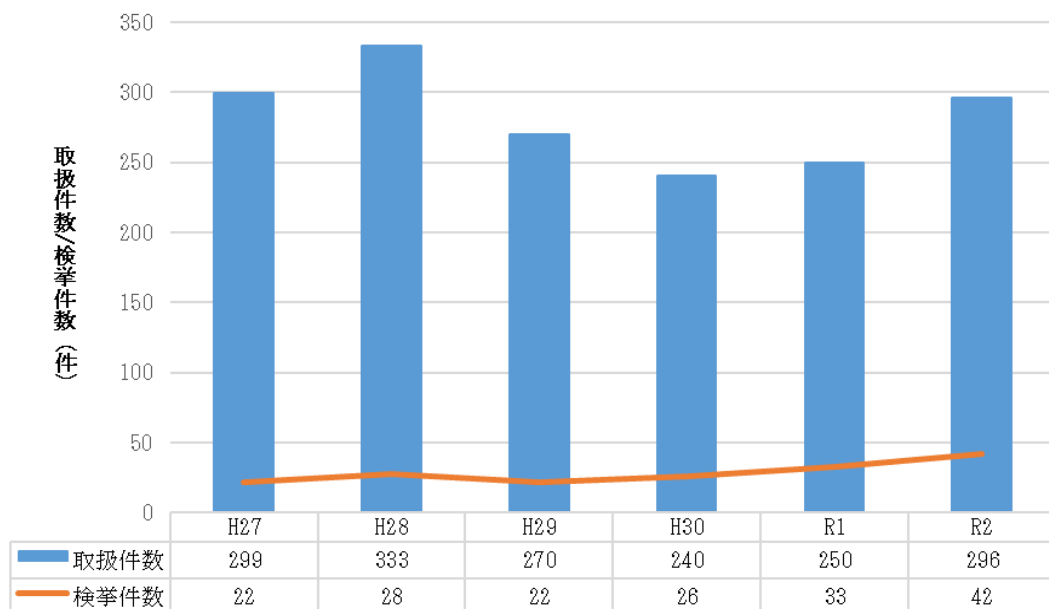


(資料：岩手県警察本部発表資料より)

(7) ストーカー事案

県内におけるストーカー行為（つきまとい等を反復して行うこと）に関する取扱件数及び検挙件数は、近年増加傾向にあります。また、令和2年においては被害者の92.2%が女性となっています。

県内のストーカー事案取扱件数及び検挙件数の推移

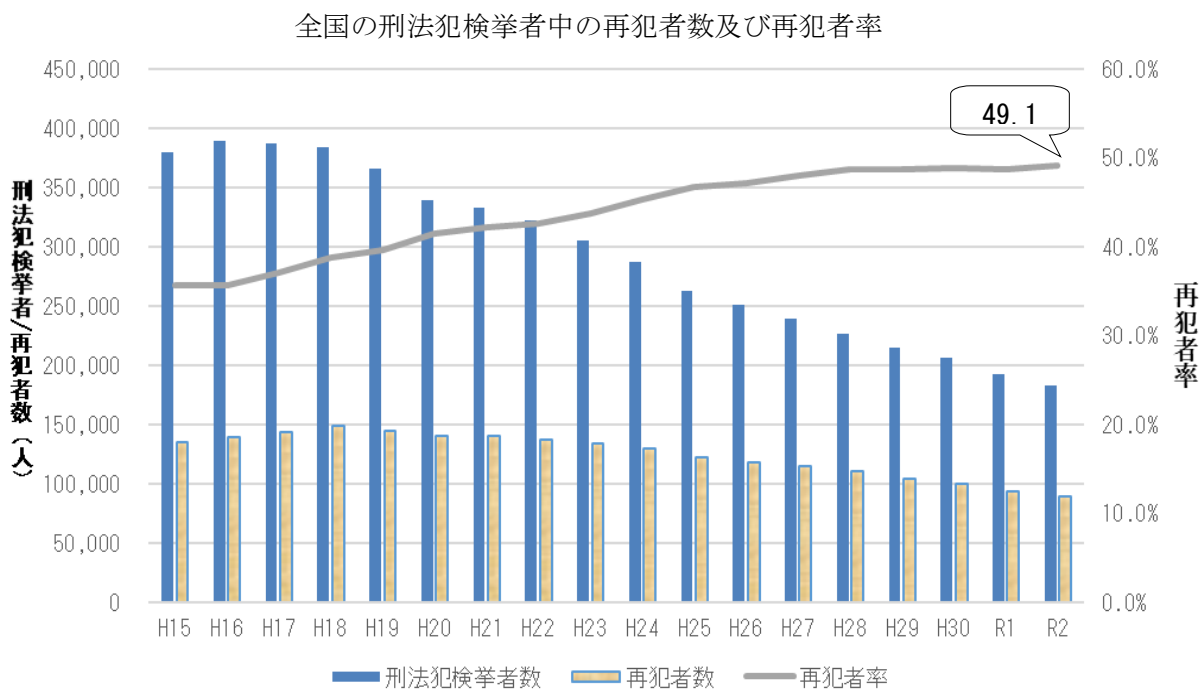


(資料：岩手県警察本部発表資料より)

(8) 再犯者の状況

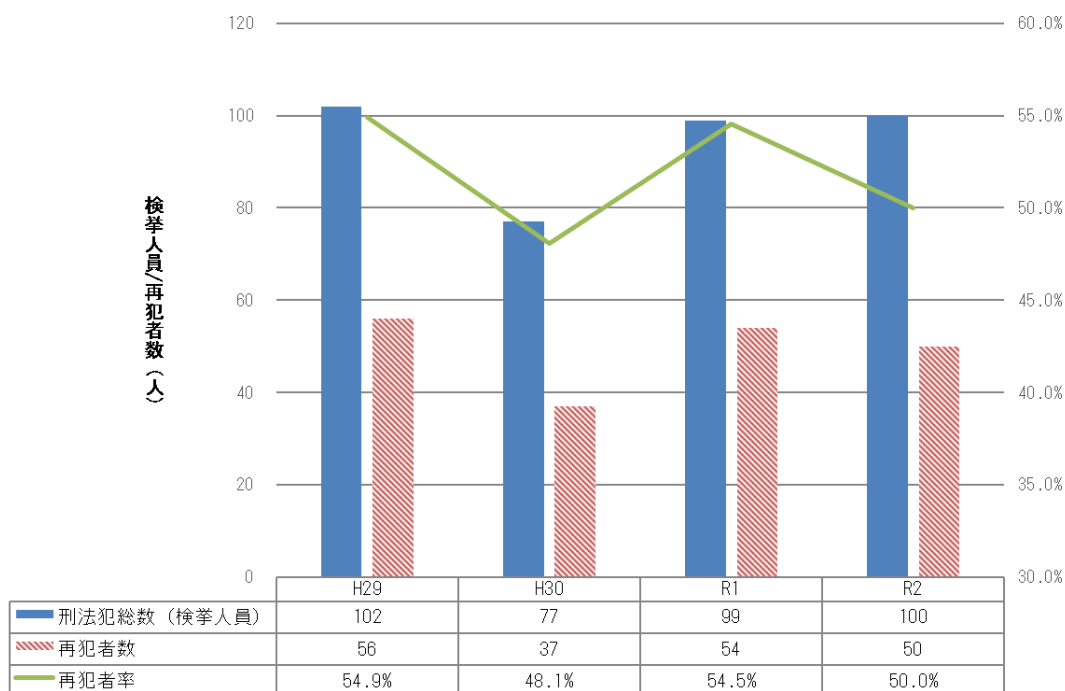
全国における刑法犯の検挙者数は平成16年以降減少しており、令和2年は戦後最小となりましたが、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は年々増加しており、令和2年の再犯者率は49.1%と約半数に達しています。

また、北上警察署管内においても、全国と同様に再犯者率が約半数に達しています。



(資料：警察庁発表資料より)

北上警察署管内の再犯者数及び再犯者率の推移



北上警察署管内の罪種別 初犯者・再犯者別（令和2年）

	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯総数	100	50	50	50.0%
うち) 凶悪犯	3	2	1	33.3%
うち) 粗暴犯	20	10	10	50.0%
うち) 窃盗犯	69	35	34	49.3%
うち) 知能犯	1	0	1	100.0%
うち) 風俗犯	3	0	3	100.0%
覚醒剤取締法	0	0	0	—
麻薬等取締法	0	0	0	—
大麻取締法	1	1	0	0.0%

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

※犯行時が20歳以上のものを計上している。

※このデータは、警察庁がまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものを仙台矯正管区により集計したものの。

3 第1次計画の事業評価

本市が目指す「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現」に向け、3つの基本目標と成果指標及び活動指標を設定し、市民や関係団体の理解と協力により各種施策を実施してきました。

第1次計画に掲げた成果指標や活動指標の評価については、次のとおりです。

【将来像】

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現

(1) 成果指標

ア 安全だと思う市民の割合

犯罪情勢を鑑みながら犯罪の未然防止に係る施策や総合的かつ計画的に推進してきたことにより、本市が安全だと思う市民の割合は第1次計画策定時に比して上昇したものの、目標値は下回りました。

(単位：%)

H22 (初期値)	H24	H26	H28	H30	R2 (現状値)	R3 (目標値)
72	85.3	83.4	88.3	87.9	83.1	90以上

+11.1ポイント

イ 刑法犯認知件数

警察や関係団体等と連携を図りながら、防犯パトロールや地域の自主的な防犯活動を支援してきたほか、市内で発生する犯罪で最も多い窃盗犯対策として鍵かけの励行等に係る広報啓発活動に取り組んできたことにより、目標を達成しています。

(単位：件)

H22 (初期値)	H28	H29	H30	R1	R2 (現状値)	R3 (目標値)
715	305	283	262	259	241	350

△474件
(△66.3%)

(2) 課題

平成14年以降、市内の刑法犯認知件数は着実に減少しており、調査結果では市民の約83%が、北上市が安全で安心して暮らせるまちだと感じています。

しかしながら、人口当たりの犯罪発生件数は、県内の自治体の中では多い状況であり、また、市民の約2割が安全で安心なまちを実感できていない現状です。

引き続き警察や関係団体等と連携を図り、総合的に防犯活動を推進していくとともに、市民の安全・安心感を高めるため、万引きや侵入窃盗、声かけなど、市民が不安に感じる身近な犯罪を減らしていくことが必要です。

【基本目標 1】**犯罪被害を未然に防ぐため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める**

これまで、地域安全運動期間中など重点的に広報啓発資材を配布し、在宅時や短時間外出時の施錠の呼び掛けのほか、市内の高等学校や中学校において鍵かけ点検を実施し、指導することで青少年への鍵かけ意識の醸成や防犯に対する関心を高める活動を実施したことにより、第1次計画策定時に比して侵入窃盗と乗物盗における無施錠被害件数が減少し、目標を達成しています。

一方で、不審者情報等を得られるよう「防犯メール」の利用者の登録拡大に向けて、イベント等様々な機会を捉えて広く周知してまいりましたが、目標を達成するには至りませんでした。また、令和2年度の防犯教室の参加者や不当要求防止責任者講習会の受講者についても新型コロナウイルス感染症の影響により目標を達成することはできませんでした。

(1) 成果指標

	単位	H22 (初期値)	R3 (目標値)	R2 (現状値)	達成度
侵入窃盗における無施錠件数	件	51	30	10	順調
乗物盗における無施錠件数	件	84	50	23	順調

※ 達成度については、目標値に対して、100%以上を「順調」、70~100%未満を「概ね順調」、50~70%未満を「やや遅れている」、50%未満を「遅れている」としている。

(2) 活動指標

	単位	H22 (初期値)	R3 (目標値)	R2 (現状値)	達成度
防犯メール登録件数	件	1,400	6,000	2,270	遅れている
防犯教室参加者数	人	2,652	7,000	3,871	遅れている
不当要求防止責任者講習会受講者数	人	49	100	52	遅れている

(3) 課題

市民の防犯意識は高まりをみせており、無施錠による侵入窃盗や乗物盗の被害は減少しているものの、無施錠による被害は依然として発生しており、まだ十分とは言えません。

防犯意識をより高めるためには、誰もが犯罪被害に遭う可能性を認識し、犯罪が起らない地域づくりや組織づくり、防犯啓発活動が必要です。そのためには、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識を持ち、市民自らが積極的に行動を起こしていき、犯罪や防犯に関する有意義な情報が市民に行き渡るような取組が必要です。

【基本目標 2】**みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し地域の防犯機能を高める**

これまで、警察や防犯関係団体のみならず、地域住民による防犯パトロールや家事や散歩などをしながら行う「ながら見守り」、地域に対してのぼり旗やチラシ等の広報啓発資料を提供するなど、自主防犯活動を支援してきました。

さらに年々手口が巧妙化する特殊詐欺被害防止のため、最新の詐欺の手口に関する情報提供や店舗や移動手段に着目した水際対策、暴力団をはじめとする反社会勢力による不当要求や暴力団組織を背景とする犯罪から市民を守るため、警察署、地域や職域の各暴力追放組織、関係団体等の連携を密にし、安全・安心まちづくり大会の開催や市内飲食店を中心とした広報活動を実施してきました。

また、少年補導員、防犯隊、防犯連絡所や子ども110番の家の活動により地域一体となった子ども等の見守り活動を推進したほか、有害環境の浄化活動、少年相談や薬物乱用防止教育を実施し、子どもたちの被害防止と非行防止活動を推進した結果、刑法犯少年認知件数は減少し、目標値を達成しました。

しかしながら、特殊詐欺被害認知件数と子どもへの声かけ事案認知件数と特殊詐欺被害認知件数については、目標を達成するには至りませんでした。

(1) 成果指標

	単位	H22 (初期値)	R3 (目標値)	R2 (現状値)	達成度
子どもへの声かけ事案認知件数	件	16	9	17	遅れている
刑法犯少年認知件数	人	43	11	7	順調
特殊詐欺被害認知件数	件	1	0	6	遅れている

(2) 活動指標

	単位	H22 (初期値)	R3 (目標値)	R2 (現状値)	達成度
防犯隊パトロール回数	回	1,603	1,900	1,106	遅れている
街頭補導回数	回	463	500	643	順調
暴力団追放運動登録団体数	団体	86	100	85	遅れている

(3) 課題

ライフスタイルや住民意識が多様化し、社会の情勢が変化している中で、地域の連帯感が薄れ、地域コミュニティの機能低下や規範意識の低下が懸念されています。なお、市内で発生する犯罪の大半を占めている万引きについては、65歳以上の高齢者が孤独などを理由に犯行に及んでいます。

そのため、地域や学校、関係団体が連携した直接的な防犯活動のみならず、地域コミュニティを高め、地域で支えあう体制づくりが必要です。

また、全国的にSNS等に起因した犯罪被害の増加や子どもへの声かけ事案が発生していること、女性へのストーカー行為や高齢者を中心に複雑巧妙化する特殊詐欺被害が後を絶たないなど、犯罪被害に遭う可能性が高い子ども、女性及び高齢者

に対して防犯教育の充実を図るほか、引き続き未然防止に向けた各種取組を推進していく必要があります。

さらに、犯罪被害に遭った人や犯罪をした人の円滑な社会復帰に向けて、地域社会全体の理解促進のため、広報啓発活動を推進するほか、関係機関や関係団体と協力して必要な支援の充実を図り、共に地域で支えあう体制づくりが必要です。

【基本目標3】**犯罪が発生しにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める**

地域住民や関係団体、防犯隊等による防犯パトロールやスクールガードによる学校巡回指導を実施し、登下校時の安全確保、学校内外での防犯上の点検、指導等を実施してきました。

また、地域をあげて取り組む自主防犯活動を行っており、自治会等による地域内での啓発活動、子どもの見守り活動、自主防犯パトロール活動の実施、のぼり旗の設置等、地域ぐるみで活動し、住宅や自転車等の鍵かけ意識の醸成を図ったことで、窃盗被害の認知件数は第1次計画策定時に比して減少し、万引き被害認知件数以外の指標については、目標を達成しています。

なお、防犯隊パトロール回数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により防犯隊のパトロール回数は減少したものの、平成28年度や令和元年度は目標回数を達成しています。

(1) 成果指標

	単位	H22 (初期値)	R3 (目標値)	R2 (現状値)	達成度
乗物・非侵入窃盗認知件数	件	494	230	162	順調
侵入盗認知件数	件	86	40	21	順調
自転車盗認知件数	件	121	60	37	順調
万引き被害認知件数	件	183	55	60	概ね順調

(2) 活動指標

	単位	H22 (初期値)	R3 (目標値)	R2 (現状値)	達成度
防犯隊パトロール回数	回	1,603	1,900	1,106	遅れている
小学校のスクールガード数	人	887	1,000	500	遅れている

(3) 課題

市内で発生している犯罪の多くを占めるのが窃盗犯であり、特に万引きや自転車盗などが多く発生しているため、店舗内や駐輪場などを犯罪が起これにくい環境にしていく必要があります。

また、路上を始めとした公共空間でのひったくり、子どもへの声かけ、落書き、放置自転車などを防ぐための環境整備を市民、事業者及び行政が協力しながら進める必要があります。

第3章 計画の基本方針

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現は、全ての市民の願いです。

しかし、少子高齢化や近年の急激な社会情勢の変化に伴い、生活様式や価値観が多様化する一方で、地域社会における連携意識や人間関係の希薄化、社会的な規範意識の低下を招き、身近な場所での犯罪の発生につながるなど、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しています。

このようなことから、市民のみならず、地域、事業者、警察等の様々な主体が連携・協働し、誰もが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを積極的かつ効果的に推進していくため、目指すべき本市の将来像を定めます。

【将来像】

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現

【基本的な考え方】

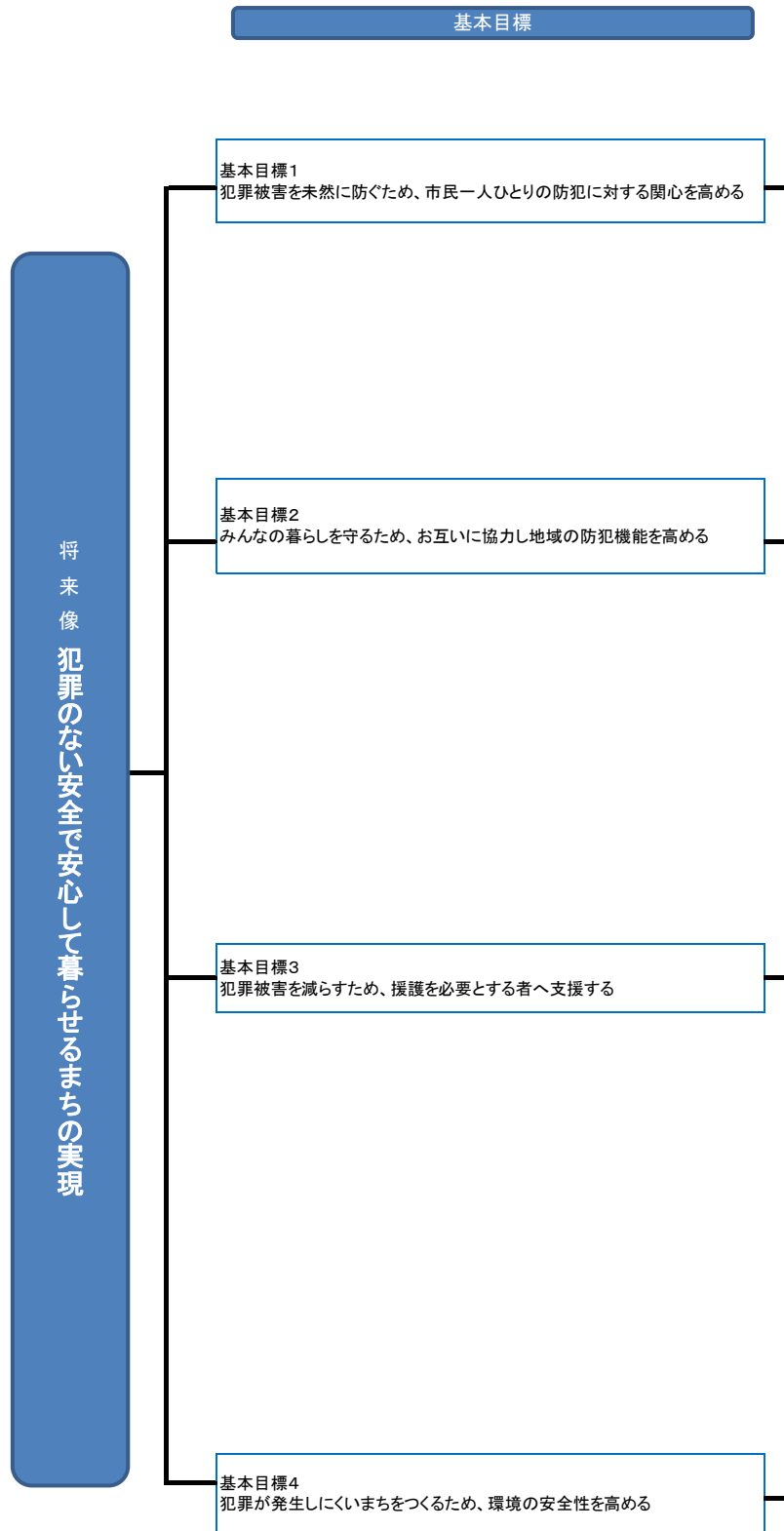
整理した課題や取組の継続性を確保する観点を踏まえ、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちをみんなでつくるために、まず「自らの安全は自らが守る」（自助）、次に「地域の安全は地域が守る」（共助）、その次に「市民、地域、警察、行政が一体となって安全を守る」（協働・公助）という基本的な考えに立ち、市を挙げて「防犯まちづくり」を推進し、市民・地域・事業者や行政が一体となって身近な犯罪の未然防止に向けた取組を進めます。

【重点課題】

将来像を掲げるにあたっては、防犯上、配慮を要する子どもや高齢者、女性の安全確保のほか、円滑に社会復帰できるよう犯罪被害者や犯罪をした者等に対する支援を重点課題と位置付けます。特に子どもは、心身の成長過程にあることや、次代を担うかけがえのない世代であるため、犯罪情勢や社会情勢を鑑み、子どもの安全確保に重点的に取り組むとともに健全な育成を推進します。

成果指標	単位	R2 (現状値)	R8 (目標)	R13 (目標)
安全だと思う市民の割合	%	83.1	87以上	90以上
刑法犯認知件数	件	241	177	137

【体系図】



基本施策	具体的取組
1-1 身近な犯罪に関する情報共有の促進	1-1-1 犯罪情報の提供 1-1-2 情報共有システムの充実 1-1-3 防犯関係機関・団体の情報共有の充実
1-2 防犯力を高める情報の発信	1-2-1 防犯情報の提供 1-2-2 講習会の開催 1-2-3 広報啓発資材の配布 1-2-4 インターネットの利用について注意喚起
2-1 地域における自主的な防犯活動の促進	2-1-1 防犯資材の提供 2-1-2 子どもの安全教育促進 2-1-3 市民の防犯パトロール活動促進 2-1-4 事業者の防犯パトロール活動促進 2-1-5 高齢者が起こす犯罪の防止活動促進 2-1-6 青色回転灯装着車を使用した防犯パトロールの実施 2-1-7 市民や団体の表彰
2-2 犯罪者を生まないまちづくりの推進	2-2-1 地域全体で子どもたちを健全に育てる仕組みづくり 2-2-2 地域住民の連携とコミュニケーションを推進する仕組みづくり
2-3 協働による連携の推進	2-3-1 市民との連携 2-3-2 地域との連携 2-3-3 関係機関・団体との連携
2-4 暴力団追放運動の推進	2-4-1 暴力団追放運動の情報提供 2-4-2 少年に対する暴力団の影響を排除する活動の実施 2-4-3 暴力団排除条例による暴排活動
3-1 子どもの非行・被害防止対策	3-1-1 子どもに対する防犯教育 3-1-2 非行防止のための教育の充実 3-1-3 SNS等に起因した被害防止のための教育の充実 3-1-4 見守り活動の推進 3-1-5 街頭補導活動の実施 3-1-6 無職少年の就労、就学等への支援 3-1-7 非行を犯した少年の立ち直りの支援
3-2 女性の被害防止対策	3-2-1 女性の防犯力の育成 3-2-2 見守り活動の推進
3-3 高齢者の被害防止対策	3-3-1 高齢者の防犯力の育成 3-3-2 特殊詐欺・悪質商法等被害防止対策
3-4 犯罪被害者等への支援	3-4-1 生活の安定及び権利利益の保護及び回復の支援 3-4-2 相談窓口の周知
3-5 再犯防止対策(北上市再犯防止推進計画)	3-5-1 更生に向けた支援の充実 3-5-2 再犯防止に関する情報提供 3-5-3 関係機関・団体との連携
4-1 市民自らが行う環境整備の促進	4-1-1 建物の安全対策 4-1-2 地域の安全対策 4-1-3 環境美化活動
4-2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	4-2-1 良好な公共空間の維持 4-2-2 公園の安全対策 4-2-3 駐車場・駐輪場の安全対策 4-2-4 路上の安全対策
4-3 児童や生徒の安全に配慮した環境整備	4-3-1 通学路の安全対策 4-3-2 安全な学校施設等の整備 4-3-3 学校への侵入者対策
4-4 犯罪の防止に配慮した店舗や事業所等の環境整備	4-4-1 客へのあいさつの実施 4-4-2 店舗や事業所等の環境整備 4-4-3 空家や空き店舗の環境整備

第4章 基本目標及び基本施策

当市の現状と課題を踏まえ、「市民の意識」、「地域の力」、「援護を必要とする者への支援」、「環境の整備」をキーワードとする4つの基本目標に基づく15の基本施策を展開します。

【基本目標1】

犯罪被害を未然に防ぐため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

住居や自転車の施錠、防犯用品の携帯など、市民が意識することで実践できる防犯対策は、安全で安心なまちづくりを推進するための基本的な取組となります。

市民一人ひとりが防犯に対する意識を高め、自らの安全を確保すると同時に、家庭や地域のみならず、市、警察、事業者等が連携・協働により防犯対策に取り組んでいきます。

また、高齢者世帯を訪問事業した特殊詐欺被害防止啓発、無施錠被害を減らすための鍵かけの励行のほか、インターネットに起因した犯罪被害やトラブルが近年増加していることから、犯罪情勢を捉えた情報発信・啓発活動により、子どもや高齢者等を犯罪から守ります。

そして、このような防犯意識の定着は、地域全体の安全確保に対する意識の高まりにつながり、地域活動参加への契機ともなります。

このような市民の取組が積極的に行われるように、基本目標1では2つの施策を展開していきます。

成果指標	単位	R2 (現状値)	R8 (目標)	R13 (目標)
侵入窃盗における無施錠件数	件	10	4	0
乗り物盗における無施錠件数	件	23	12	7

【基本施策】

(1) 身近な犯罪に関する情報共有の促進

- ① 犯罪情報の提供
- ② 情報共有システムの充実
- ③ 関係機関・団体の情報共有の充実

(2) 防犯力を高める情報の発信

- ① 防犯情報の提供
- ② 講習会の開催
- ③ 広報啓発資材の配布
- ④ インターネットの利用について注意喚起

【基本目標達成に向けた市民、地域、事業者、警察及び市の役割】

	目指す姿	実施すべき行動
市民の役割	家庭内において防犯の気運が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で防犯について話し合う ・家族による子どもへの防犯教育の実施 ・地域でのあいさつを心掛ける ・住居、自転車等に施錠をする ・インターネットの利用についてルールを決める
地域の役割 (団体を含む)	地域内において防犯の気運が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯に関するチラシ等情報の配布 ・地域主催の研修会等の開催 ・あいさつ運動の実施 ・地域活動の一つととらえ積極的に大会等への参加 ・防犯メール情報の配信 ・特殊詐欺被害防止活動の実施
事業者等の役割	事業所内において防犯の気運が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭や窓口等での呼び掛けの実施 ・社員への防犯研修の実施 ・不当要求防止責任者講習会の受講
警察の役割	市民が身の回りでどのような犯罪が多発しているか理解している	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページへの犯罪情報の掲載 ・多発する犯罪等に係る各種研修会の実施
	市民が防犯のための対策を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯に関する研修会の実施 ・少年非行防止、サイバー犯罪防止やSNSの利用に関する教室開催 ・鍵かけモデル地区の指定による鍵かけ意識の向上
市の役割	市民が身の回りでどのような犯罪が多発しているか理解している	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌やホームページ等への犯罪情報の掲載 ・防犯メール情報の周知 ・地域安全推進市民会議における情報共有
	市民が防犯のための対策を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌やホームページへの防犯対策の掲載 ・防犯に関する研修会の実施 ・新入学児童への防犯ブザー配布
	市民の防犯に対する気運が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と合同で街頭啓発活動の実施 ・安全安心まちづくり大会の開催 ・防犯に関する出前講座の開催

【基本目標 2】

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し地域の防犯機能を高める

安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、市民一人ひとりが、防犯に対する意識を高め、自らの安全を確保すると同時に、家庭や地域が、お互いに協力し、支え合うことが求められます。

家庭では家族関係、人間関係の基礎であるあいさつを日常的に行うことで、親子のふれあいが増えるほか、礼儀が自然に身に付き、地域の活動や交流にもつながります。

また、地域においては子どもの見守りやパトロールなどの防犯活動に取り組むことにより、犯罪を未然に防止する効果が期待され、さらに、地域全体で課題を共有し、その対策を連携・協力しながら講じていくことで、連帯感やお互いが支え合う意識を育みます。それにより生まれたネットワークは、地域コミュニティを強化し、犯罪の発生する機会を減少させるとともに、万が一犯罪に遭遇した場合には被害の拡大を最小限に止めることにもつながります。

また、暴力団については市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識し、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とします。そして、暴力団排除条例に基づき、市民、警察、市及び関係団体の連携と協力の下に暴力団の排除を推進していきます。

こうした活動が積極的に行われるように、基本目標 2 では 4 つの施策を展開していきます。

成果指標	単位	R2 (現状値)	R8 (目標)	R13 (目標)
子どもへの声かけ事案認知件数	件	17	9	5

【基本施策】

- (1) 地域における自主的な防犯活動の促進
 - ①防犯資材の提供
 - ②子どもの安全教育促進
 - ③市民の防犯パトロール活動促進
 - ④事業者の防犯パトロール活動促進
 - ⑤高齢者が起こす犯罪の防止活動促進
 - ⑥青色回転灯装着車を使用した防犯パトロールの実施
 - ⑦市民や団体の表彰
- (2) 犯罪者を生まないまちづくりの推進
 - ①地域全体で子どもたちを健全に育てる仕組みづくり
 - ②地域住民の連携とコミュニケーションを推進する仕組みづくり
- (3) 協働による連携の推進
 - ①市民との連携
 - ②地域との連携
 - ③関係機関・団体との連携
- (4) 暴力団追放運動の推進
 - ①暴力団追放運動の情報提供
 - ②少年に対する暴力団の影響を排除する活動の実施

③暴力団排除条例による暴排活動

【基本目標達成に向けた市民、地域、事業者、警察及び市の役割】

	目指す姿	実施すべき行動
市民の役割	規範意識の向上に向け家庭内で取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での子どもの行動に目を向け、必要に応じ学校や少年センター、警察に相談するなど、問題行動の未然防止、早期対応を積極的に行う ・家庭内であいさつをする
	地域の連帯感が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所とのコミュニケーションの充実 ・地域でのあいさつを心掛ける ・安全を脅かす行為を知った時は、見て見ぬふりをせず、警察等に通報する ・暗がり解消のため、玄関灯の点灯
	暴力団排除の機運が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団を恐れない、暴力団に対して資金を提供しない及び暴力団を利用しない
地域の役割 (団体を含む)	関係団体と情報が共有できている	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を目的とした定例会や交流会等の開催
	地域のことは地域で守る体制が作られている	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども110番の家の活動の推進 ・防犯連絡所の活動の推進 ・防犯パトロールの実施 ・地域内の危険箇所点検の実施 ・街路灯の適正な設置及び管理 ・青少年の健全育成活動の推進 ・高齢者の見守り活動 ・各種大会等への参加
	暴力団排除の機運が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団を恐れない、暴力団に対して資金を提供しない及び暴力団を利用しない
事業者等の役割	関係機関と協力して活動し、情報が共有されている	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの行事への参加・協力 ・子ども110番の家への参加・協力 ・情報交換の場・機会の定期開催
	暴力団排除の機運が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団を恐れない、暴力団に対して資金を提供しない及び暴力団を利用しない
警察の役割	市と関係機関・団体が協働で防犯の活動を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールの実施 ・地域と交番・駐在所との連携 ・少年非行防止、サイバー犯罪防止やSNSの利用に関する教室開催 ・特殊詐欺被害防止の教室開催
	市と関係機関・団体が協働で暴力団排除の活動を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団情報の提供 ・暴力団の取り締まりの強化

市の役割	市と関係機関・団体 の間で情報が共有で きている	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌やホームページによる情報の発信 ・情報交換を目的とした定期的な会議の開催 ・無職少年の就労、就学の支援体制の整備 ・地域の防犯に貢献した市民や団体の表彰
	市と関係機関・団体 が協働で防犯の活動 を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の一斉パトロールの実施 ・市民の防犯パトロール活動の促進 ・街頭補導活動の実施 ・街路灯の適正な設置および管理 ・青少年における有害環境の浄化活動の実施 ・防犯教室の実施 ・高齢者の独居世帯への定期訪問
	市と関係機関・団体 が協働で暴力団排除 の活動を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団追放運動の実施 ・安全安心まちづくり大会の開催 ・暴力団排除条例による暴排活動

【基本目標 3】

犯罪被害を減らすため、援護を必要とする者へ支援する

防犯対策上援護を必要とする、高齢者、障がい者、幼児、児童、生徒、女性の安全確保のため、防犯情報や犯行手口など必要な情報を発信し、犯罪の未然防止のための防犯教育を推進していくことが求められています。

特に、子ども等への声かけ、SNS等に起因して犯罪に巻き込まれる事犯や高齢者の特殊詐欺被害が後を絶たないため、犯罪被害に遭わないよう重点的に取組や対策を講じていく必要があります。

さらに、非行少年や不良行為少年は減少傾向にありますが、少年による大麻等の薬物事犯やインターネット利用に伴う児童ポルノなどの被害が発生するなど、少年を取り巻く環境は年々変わっているため、少年相談や街頭補導活動の充実、環境浄化活動や薬物乱用防止活動等を引き続き推進していく必要があります。

また、特有の問題を抱える犯罪被害者や犯罪をした者を社会に孤立させず、円滑に社会復帰するよう、国や県、関係団体と連携し、再び社会を構成する一員となる事ができるよう、体制を構築し、必要な支援を実施していく必要があります。

こうした活動が積極的に行われるように、基本目標 3 では5つの施策を展開していきます。

成果指標	単位	R2 (現状値)	R8 (目標)	R13 (目標)
刑法犯少年認知件数	件	7	4	2
特殊詐欺被害認知件数	件	6	3	0
刑法犯検挙者に占める再犯者数	人	54	40	31

【基本施策】

- (1) 子どもの非行・被害防止対策
 - ①子どもに対する防犯教育
 - ②非行防止のための教育の充実
 - ③SNS等に起因した被害防止のための教育の充実
 - ④見守り活動の推進
 - ⑤街頭補導活動の実施
 - ⑥無職少年の就労、就学等への支援
 - ⑦非行を犯した少年の立ち直りの支援
- (2) 女性の被害防止対策
 - ①女性の防犯力の育成
 - ②見守り活動の推進
- (3) 高齢者の被害防止対策
 - ①高齢者の防犯力の育成
 - ②特殊詐欺・悪質商法等被害防止対策
- (4) 犯罪被害者等への支援
 - ①生活の安定及び権利利益の保護及び回復の支援

- ②相談窓口の周知
- (5) 再犯防止対策（北上市再犯防止推進計画）
 再犯防止推進法第8条第1項に基づく「北上市再犯防止推進計画」として位置付けます（詳細は36ページ参照）。
- ①更生に向けた支援の充実
 ②再犯防止に関する周知・情報提供
 ③関係機関・団体との連携

【基本目標達成に向けた市民、地域、事業者、警察及び市の役割】

	目指す姿	実施すべき行動
市民の役割	規範意識の向上に向け家庭内で取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの利用についてルールを決める ・特殊詐欺が疑われる場合は、速やかに家族や警察等に相談する ・不当請求を受けた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談する ・防犯対策の実施
	地域の連帯感が高まっている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で相談しやすい環境を構築する ・広報啓発活動の実施
	再犯防止に向けて地域で支え合う	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に向けた取組に関心を持つ ・再犯防止の重要性について理解する
地域の役割 (団体を含む)	市や関係機関と協働で防犯活動を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども110番の家の活動の推進 ・防犯連絡所の活動の推進 ・防犯パトロールの実施 ・青少年の健全育成活動の推進 ・子どもや高齢者の見守り活動
	再犯防止に向けて地域で支え合う	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に向けた取組に関心を持つ ・再犯防止の重要性について理解する
事業者等の役割	市や関係機関と協働で防犯活動を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども110番の家への参加・協力
	再犯防止に向けて地域で支え合う	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に向けた取組に関心を持つ ・再犯防止の重要性について理解する ・協力雇用主会への加入の推進
警察の役割	市と関係機関・団体が協働で防犯活動を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロールの実施 ・少年非行防止、インターネットの利用に関する教室の開催 ・防犯教室の実施 ・広報啓発活動の実施
	市と関係機関・団体が協働で再犯防止活動を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・市、関係機関・団体との連携

市の役割	市と関係機関・団体 の間で情報が共有で きている	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌やホームページによる情報の発信 ・情報交換を目的とした定期的な会議の開催 ・無職少年の就労、就学の支援体制の整備 ・薬物乱用防止教育の実施
	市と関係機関・団体 が協働で防犯活動を 行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防犯パトロール活動の促進 ・街頭補導活動の実施 ・青少年における有害環境の浄化活動の実施 ・防犯教室の実施 ・高齢者の独居世帯への定期訪問
	市と関係機関・団体 が協働で再犯防止活 動を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の推進 ・更生保護活動への支援
	犯罪被害に関する相 談を行う場所がある	<ul style="list-style-type: none"> ・市における各種相談の実施 ・被害者への援助といわて被害者支援センタ ーへの補助 ・相談窓口の周知
	生活再建に向けた支 援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に基づいて、市町村が行うべき取組 を積極的に推進 ・検察庁・保護観察所・矯正施設等の関係機 関と連携し、安定した生活再建に向けた情報 提供の実施 ・非行少年の立ち直り支援体制の整備 ・庁内における横断的な連携体制の強化

北上市再犯防止推進計画

第2次計画の基本目標である「援護を必要とする者へ支援」のうち「基本施策5 再犯防止対策」を再犯防止推進法第8条第1項に基づく「北上市再犯防止推進計画」として位置付けるに当たり、施策等を整理しました。

1 計画の位置付け

再犯防止推進法第3条に規定する基本理念を踏まえ、同法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画として策定します。

2 計画の内容

北上市再犯防止推進計画は、国及び県の「再犯防止推進計画」を踏まえた内容とします。また、次のとおり3つの施策に取り組みます。

【更生に向けた支援の充実】

取組	内容
岩手県再犯防止推進計画の推進	・ 県計画に基づいて、市町村が行うべき取組を積極的に推進します。
保健医療・福祉サービスの利用支援	・ 支援を必要とする者に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します。
更生保護活動への支援	・ 北上地区保護司会に対して補助金を交付し、活動を支援します。 ・ 更生保護関係団体が実施する活動を支援します。
協力雇用主会加入の推進	・ 市内事業主に協力雇用主会への加入を推進します。 ・ 国と連携して、刑務所出所者等を雇用する取組を周知します。

【再犯防止に関する周知・情報提供】

取組	内容
情報提供の実施	・ 安定した生活再建に向けて、相談先等に係る情報提供を実施します。 ・ 児童・生徒に対する薬物乱用防止教育を実施します。
社会を明るくする運動の推進	・ 更生保護に関する市民の理解を深めるため、社会を明るくする運動を推進します。
市広報誌やホームページによる情報の発信	・ 更生保護の理解促進のため、市広報誌やホームページなどの媒体により情報を発信します。

【関係機関・団体との連携】

取組	内容
連携体制の強化	・ 庁内のほか、国、県、保護司会等の関係機関と連携を強化し、情報交換や意見交換を実施する連絡会を定期的で開催するなど、効果的な取組を推進します。

【基本目標 4】

犯罪が発生しにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進にあたっては、個人や地域での防犯活動などのソフト的な対策と併せて、環境整備などハード的な対策も重要となります。

美しい街並みを維持し、犯罪を誘発する機会を減らすことに繋がる美化活動や見通しの悪い場所、暗い場所の環境を改善するなど、防犯面での不安箇所の解消に取り組みます。

また、建物の出入りを管理することで、犯罪者を被害対象に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建築資材や部品等を使用することにより、物理的な強化を図り、犯罪の被害対象となる可能性を回避します。

こうした取組を推進するために、基本目標 4 では 4 つの施策を展開していきます。

成果指標	単位	R2 (現状値)	R8 (目標)	R13 (目標)
乗物・非侵入窃盗(※)認知件数	件	162	86	51
侵入盗認知件数	件	21	11	7
自転車盗認知件数	件	37	20	12
万引き被害認知件数	件	60	32	19

※ 乗物・非侵入窃盗：路上強盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗をいう。

【基本施策】

- (1) 市民自らが行う環境整備の促進
 - ① 建物の安全対策
 - ② 地域の安全対策
 - ③ 環境美化活動
- (2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
 - ① 良好な公共空間の維持
 - ② 公園の安全対策
 - ③ 駐車場・駐輪場の安全対策
 - ④ 路上の安全対策
- (3) 児童や生徒の安全に配慮した環境整備
 - ① 通学路の安全対策
 - ② 安全な学校施設等の整備
 - ③ 学校への侵入者対策
- (4) 犯罪の防止に配慮した店舗や事業所等の環境整備
 - ① 客へのあいさつの実施
 - ② 店舗や事業所等の環境整備
 - ③ 空家や空き店舗の環境整備

【基本目標達成に向けた市民、地域、事業者、警察及び市の役割】

	目指す姿	実施すべき行動
市民の役割	防犯のために環境整備を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・花苗の植栽やゴミ拾い等の美化活動の実施 ・自分の土地・建物の適正な管理
	防犯のために住宅における対策を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・施錠等、防犯対策の実施
地域の役割 (団体を含む)	きれいな生活環境が保たれている	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における定期的な清掃の実施 ・落書きや違反広告物の除去 ・学校周辺の見守り活動の実施 ・パトロール活動の実施 ・街路灯の整備
事業者等の役割	軽微な犯罪への環境面での対策が徹底されている	<ul style="list-style-type: none"> ・落書きの防止及び早期除去 ・駐車場や駐輪場の定期的な整理 ・客への声かけの実施 ・空家、空き店舗、ビル等の適正な管理
警察の役割	市民が防犯のために環境整備を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・少年非行防止、サイバー犯罪防止やSNSの利用に関する教室開催 ・防犯に係る研修会や講話の実施 ・暴力団排除活動の実施
市の役割	明るく見通しの良い公共空間が保たれている	<ul style="list-style-type: none"> ・落書きの防止及び早期除去 ・駐車場や駐輪場の定期的な整理 ・街路灯の適正な設置及び管理 ・花苗の植栽やゴミ拾い等の美化活動の支援
	公共施設における不審者の侵入を未然に防いでいる	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガードの配置 ・入口、窓等の施錠の徹底 ・安全な学校施設等の整備 ・侵入対策に配慮した施設的设计

第5章 計画の推進

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを実現するために重要なことは、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、地域社会の中で主体的に考え、事業者や市との協働により行動していく普段の取組です。

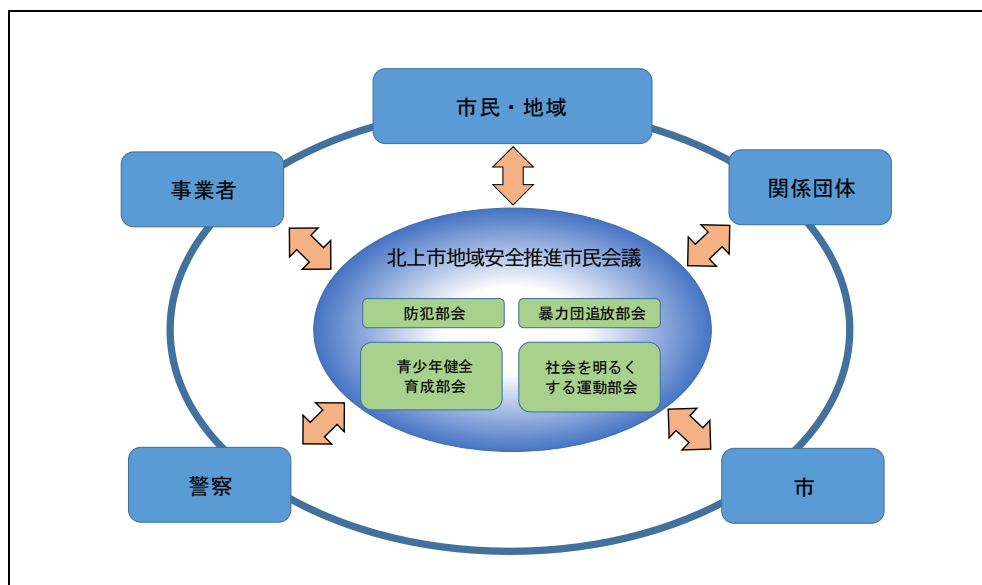
そのため、「防犯まちづくり」を、市民、地域、事業者、市等の代表者によって構成された「北上市地域安全推進市民会議」が全市的な運動として積極的に実践していくとともに、未加盟の団体には、加盟についての働きかけをしていきます。

また、北上市防犯協会等の関係団体と市の連携を強化し、効果的な防犯活動を実施していきます。

基本目標の達成に向けて、効果的かつ着実に計画を推進するための体制を構築するとともに、適切な進行管理ならびに評価、改善に努めます。

1 全市的な推進体制

防犯、青少年健全育成、学校、地域の代表者や北上警察署、関係団体などから構成される「北上市地域安全推進市民会議」を中心に、計画に基づく施策や地域の安全安心なまちづくり活動を総合的に推進していきます。具体的には基本計画の施策を北上市地域安全推進市民会議、北上市防犯協会、北上市少年センター等の毎年度の事業計画に反映させ積極的に目標達成に向け取り組むこととします。また、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。



2 市役所内部の全庁的な推進体制

犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に関係する庁内関係部署の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。

3 計画の進捗管理・評価・改善

「北上市地域安全推進市民会議」理事会において計画に基づく施策の実施状況を検証評価するとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性などについて審議します。

また、計画の評価にあたっては、令和13年の目標年に向けて毎年実施していきます。